

現先取引の参考利回り発表制度の廃止について

平成 17 年 12 月 27 日
日 本 証 券 業 協 会

公社債の現先売買市場の拡大に伴い、昭和 51 年 3 月に大蔵省証券局長通達「債券の条件付売買の取扱いについて」が示達され、現先売買市場を健全な債券売買市場として整備・育成するための市場ルールの周知徹底が図られたことを受け、本協会では、昭和 52 年 2 月 1 日より「公社債の店頭気配等の発表および売買値段に関する規則」（公正慣習規則第 3 号）（規則名は当時）の一部改正を行い、協会員が顧客との間において行う現先売買の参考とするための利回りの発表を行ってきたところである。

一方、日本銀行においては、レポ市場及び国債市場全般の流動性向上に資するとの観点から、平成 12 年 12 月 18 日より、日本銀行の金融調節取引先から報告を受けているレポレートを原則として毎営業日の夕刻に集計し、同行ホームページに掲載を行っている。これは、国債のレポ（現先）取引及び貸借（いわゆる日本版レポ）取引のレポレートについて、国債借入オペ及び国債売買オペ対象先から、市場で取引されている主要な期間及び銘柄について各レートの報告を受け、単純平均値（報告データの上下 3 先を除く）を集計、公表するものである。

こうした状況のなか、本協会が発表する現先参考利回りに代わり、広範な報告カバレッジ、詳細な内容、オペ先からの報告に基づく市場実勢に即した報告等の特徴を有する日本銀行の集計レポレート等が、現在では現先売買市場関係者において広く利用されており、現先参考利回り発表制度は一定の歴史的役割を終えたと考えられること、また、現先利回り報告協会員への実務的・コスト的負担の低減等の観点から、現先参考利回り発表制度を廃止することとし、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（公正慣習規則第 3 号）について、所要の改正を行うこととする。

項 目	内 容	備 考
1. 見直しの概要	・ 本規則における目的規定から、現先参考利回りの発表に係る箇所を削除するとともに、現先参考利回りの発表に関連する条文を削る。	

項 目	内 容	備 考
2. 施行日	・この改正は、平成18年4月1日から施行する。	・制度の廃止に当たっては、既存の利用者に対する周知期間と、利用者が代替値の利用に切り替えるまでの移行期間が必要となる。 ・現先参考利回りの発表は、平成18年3月31日発表分をもって終了する。

以 上

パブリックコメント・スケジュール

募集期間：平成17年12月27日から平成18年1月20日（午後5時）まで

パブリックコメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会 総務部 あて

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

（注）住所・氏名・会社名等御連絡先を明記の上、御提出下さい。

内容に関する問い合わせ先：

日本証券業協会 公社債・金融商品部

公社債グループ 松永、木下（TEL：03-3667-8456）